



酒田駅周辺地区整備「対話型市場調査」結果をお知らせします

● お問い合わせ／市都市デザイン課都市デザイン係 ☎26・6274

酒田駅周辺整備事業に関し、7

県外2社)

今後の予定／今回の調査結果を踏

月1日～9月15日に対話型市場調

まえ、市民説明会を開催します。

査を実施し、同事業に参画する意

説明会で多くの意見を聞いた上で、

向のある企業と、実現可能なプ

整備計画方針案を作成し、事業者

ラ

提案公募を実施する予定です

果をお知らせします。

対話参加事業者／4社(県内2社、

【市民説明会】

日時	場所
10月15日(木)午後2時～	希望ホール
10月15日(木)午後7時～	
10月18日(日)午後6時～	

【意見募集】

10月18日(日)までの期間、市民説明会と合わせて意見募集を行います。記入用紙と回収ボックスを、市役所1階ロビー、総合文化センター、交流ひろば、各総合支所窓口、東北公益文科大(飯森山三丁目)、酒田駅に設置しますので、必要項目を記入し、回収ボックスに投入するか、〒998-8540(住所不要)、酒田市都市デザイン課へ直接持参、郵送、ファクシミリ、Eメールで提出してください FAX 26・3688 Eメール toshi-design@city.sakata.lg.jp

◆記入用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

◆詳しくは市ホームページを参照してください。

10月は「土地月間」 10月1日は「土地の日」 土地取引には届け出が必要です

● お問い合わせ／市都市計画課都市計画係 ☎26・5746

貴重な資源である土地の適正利用を図るため、一定面積以上の土地取引の際には届け出が必要です。

● 契約前の届け出

【酒田市土地利用対策要綱による届け出】1千平方メートル以上の土地の売買などを行うときは、あらかじめ届け出が必要です

【公有地の拡大の推進に関する法律による届け出】市街化区域は5千平方メートル、八幡都市計画区域は1万平方メートルを超える土地の売買などを行うときは、契約を結ぶ3週間前までに届け出が必要です

● 契約後の届け出

【国土利用計画法による届け出】市街化区域は2千平方メートル、市街化調整区域および八幡都市計画区域は5千平方メートル、都市計画区域外は1万平方メートルを超える土地の売買などを行ったときは、契約日を含めて2週間以内に届け出が必要です

◆届け出の要件には他に細かい基準がありますので、あらかじめお問い合わせください。

【提案概要のまとめ】

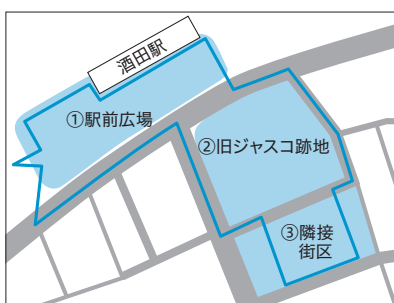
整備区域／調査対象区域全体(旧ジャスコ跡地および隣接街区)を対象とする提案が3件、調査対象区域の一部(旧ジャスコ跡地)を対象とする提案が1件ありました

整備施設／官民連携による施設整備3件、公共だけの施設整備1件の提案がありました

駅前広場／公共による整備の提案が4件ありました

交通結節／バス停は、駅前広場に整備する提案2件、旧ジャスコ跡地に整備する提案2件がありました

【対話型市場調査で提案された施設】



① 駅前広場の提案施設

バスプール、タクシープール、一般車駐車場、屋根付き駐輪場、広場、屋根付き通路、歩行者動線の改良、店舗・サービス

② 旧ジャスコ跡地の提案施設

図書館、観光案内施設、学習・子育て施設、温浴施設、広場、ホテル、バン

ケット、飲食施設、コンビニエンスストア、事務所、駐車場、バスベ

③ 隣接街区の提案施設

分譲マンション、駐車場、整備無し



市職員採用試験(平成28年4月1日採用)

●お問い合わせ/市総務課職員係 ☎26-5702

区分	職種	採用予定人員	受験資格
船員	航海士	若干名	5級海技士(航海)以上の海技免状を有する方で、航海士の実務経験が3年以上ある方
	機関士	1人	4級海技士(機関)以上の海技免状を有する方で、機関士の実務経験が3年以上ある方

●採用試験

期日/11月15日(日)▶場所/市民健康センター▶科目/検査・作文・面接

●申し込み

10月1日(木)~30日(金)(必着)の午前8時30分~午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)に、受験申込書および口述試験調査表に必要事項を記入し、写真を受験申込書と受験票に貼り、船員手帳の写しを添えて、〒998-8540(住所不要)酒田市総務部総務課に郵送または持参

◆受験申込書は市役所2階総務課、各総合支所地域振興課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。郵送を希望する場合は、宛先を明記し120円切手を貼った角型2号(A4判が折らずに入る大きさ)の返信用封筒を同封して請求してください。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

●お問い合わせ/市財政課財政係 ☎26-5780

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成26年度決算における4つの「健全化判断比率」(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)と公営企業会計ごとの「資金不足比率」を算出しました。赤字決算はないため、赤字比率はありません。「実質公債費比率」は土地開発公社の清算に伴い平成25年度に借入れをした市債が据え置きなしでの償還開始となったことから悪化しました。「将来負担比率」は、地方債残高が減少したことから改善されました。公営企業会計に資金不足はないため「資金不足比率」はありません。

●健全化判断比率の状況

(単位:%)

健全化判断比率	平成26年度	早期健全化基準 ^{※1}	財政再生基準 ^{※2}
実質赤字比率 ^{※3}	赤字なし	11.79	20.00
連結実質赤字比率 ^{※4}		16.79	30.00
実質公債費比率 ^{※5}	10.9	25.0	35.0
将来負担比率 ^{※6}	44.6	350.0	

●資金不足比率の状況

(単位:%)

会計名	資金不足比率 ^{※7}	経営健全化基準 ^{※8}
水道事業会計	資金不足なし	20.0
病院事業会計		
定期航路事業特別会計		
公共下水道事業特別会計		
農業集落排水事業特別会計		
合併処理浄化槽事業特別会計		

●用語解説

※1 早期健全化基準/この基準を超えると財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けとなり、国から勧告を受ける場合がある。

※2 財政再生基準/この基準を超えると財政再生計画の策定や外部監査が義務付けとなり、国から勧告を受ける場合がある。

※3 実質赤字比率/一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

※4 連結実質赤字比率/全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

※5 実質公債費比率/借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の標準財政規模等に占める大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

※6 将来負担比率/一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

※7 資金不足比率/公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

※8 経営健全化基準/この基準を超えると法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない。

◆市ホームページにも詳しい資料を掲示しています。